

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年7月8日 定例庁議	
開 催 日 時	平成25年7月8日（月）	午前 9時10分 ～ 午前 9時19分
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	<p>富岡市長、田中副市長、和田教育長、星野審議監（秘書担当）、田中審議監（政策企画担当）、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、田中議会総務課長（内田議会事務局長代理）、谷井学校教育部長、田中生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課）</p> <p>金丸総務部参事兼職員課長、奥山同課課長補佐、新井同課人事研修係長 （事務局）</p> <p>村山政策企画室長、佐藤同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係芦原主任、同室同係山崎主事、稲葉秘書室長補佐</p>	
会 議 内 容	朝霞市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（案）について	
会 議 資 料	朝霞市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（案）について	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

朝霞市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（案）について

【説明】

（担当課：金丸）

この条例化の目的・趣旨は、行政部内では得にくい専門性を備えた人材を活用するため、期間を限定して専門的な知識経験等を有するものを採用するために制定するもので、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期付職員の採用や給与等の必要な事項について条例で定めるものである。

任期付の採用・任用については、手持ちの資料にもあるとおり、（１）特定任期付職員、（２）一般任期付職員、（３）特定業務等従事任期付職員、（４）任期付短時間勤務職員の４つが法律で定められており、本市は（２）一般任期付職員の採用のために条例化するものである。

採用方法及び任期等については、選考を用いて行い、任期は５年を越えない範囲内で任命権者が採用する。また、任期の更新については、採用した日から５年を超えない範囲内において、当該職員の同意を得て、任期を更新することができるものとする。

給与及び勤務条件等については、給与は常勤職員と同様の行政職給料表を適用するものとし、勤務条件についても常勤職員と同様とする。

なお、共済組合制度、公務災害補償制度、退職手当等も常勤職員と同様とする。

[7月1日政策調整会議の要旨について報告]

- ・任期付職員を採用する計画があるかとの質問について、採用計画は平成26年度の機構改革に併せて設置する予定の危機管理担当部長の採用を想定しているとの回答があった。
- ・任期付職員には年齢制限があるかとの質問について、年齢制限はないとの回答があった。
- ・特定任期付職員と一般任期付職員の違いはなにかとの質問について、特定任期付職員とは高度の専門的知識経験等を有する者として、弁護士や公認会計士を想定している。特定任期付職員は一般任期付職員とは異なる給料表を用いて、諸手当等は支給されないとの回答があった。
- ・選考方法はどうかとの質問について、今回のケースでは、朝霞市の条件を防衛省の地域協力本部に提示し、見合う方を推薦してもらい、その後、任命権者が面接等を行い、適任と判断すれば決定するとの回答があった。
- ・任期付職員は前職が公務員の方のみを対象としているのかという質問について、今回のケースでは前職が公務員であるが、今後、他部署が一般任期付職員の採用を検討した場合は、一般の方も含めて対象とするとの回答があった。
- ・将来的に特定任期付職員での採用が望ましいケースがあった場合、市長が特定任期付職員を選ぶことは法的に可能かという質問について、必要に応じて条例改正を行えば可能であると回答があった。
- ・任期付職員の種類が4つに分けられているが、種類ごとに条例を制定しなくてはいけないのかと

いう質問について、条例は1つで可能であると回答があった。

【質疑等】

なし

【結果】

本件については、原案のとおり決定する。

【閉会】